

災害時等における支援協力に関する協定書

鈴鹿市（以下「市」という。）と株式会社東洋食品（以下「東洋食品」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合、又は発生する恐れがある場合の支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に食事提供等を必要とする災害等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、東洋食品の積極的な協力を得ることにより、災害時における市民生活の安定を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 市は、災害等の発生に際し東洋食品の支援協力が必要であると認めるときは、東洋食品に対し支援協力を要請することができる。

（支援協力の内容）

第3条 前条の規定により、市が東洋食品に対し要請することができる支援協力は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 食事提供にかかる調理及び配送業務
- （2） 前号に掲げるもののほか、市と東洋食品の双方が本協定に基づく支援協力として実施可能であると認めた内容

（要請方法）

第4条 市は、災害等が発生し、支援協力の必要があると認めるときは、要請の理由、業務内容、日時、場所を明らかにし、文書により東洋食品に対し要請するものとする。

- 2 市は、災害等の状況により緊急を要するときは、前項にかかわらず電話又は口頭により要請できるものとする。この場合、市は東洋食品に対し事後に文書を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第5条 東洋食品は、前条の規定に基づき支援協力の要請を受けたときは、当該支援協力の実施の可否を判断し、市に回答するものとする。

- 2 東洋食品は、市からの支援協力の要請を実施可能と回答した場合は、可能な限り速やかに人員を確保し、支援協力を積極的に実施するものとする。

(配送)

第6条 東洋食品は、支援協力の実施に際し、配送が必要になったときは、給食配送車を使用するものとする。

(衛生管理)

第7条 市及び東洋食品は、支援協力における衛生管理について、可能な限り学校給食衛生管理基準に則った対応に配慮するものとする。

(完了報告)

第8条 東洋食品は、支援協力を完了したときは、速やかに文書により市に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の方法で報告し、事後に文書を提出するものとする。

(費用負担等)

第9条 第2条に基づく要請により、東洋食品が行った第3条各号に掲げる支援協力に要した費用は、市が負担するものとする。

2 前項における費用の額は、市及び東洋食品が協議の上、決定するものとする。なお、原則として、災害発生直前における適正な価格を基準として、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

(従業者の災害補償)

第10条 本協定に基づき東洋食品が実施する支援協力に従事した東洋食品の社員が二次災害で負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東洋食品が加入する労働災害保険を適用し、東洋食品が災害補償を行うものとする。

(損害の負担)

第11条 本協定に基づく支援協力の実施について生じた損害は、その損害の発生が市の責めに帰すべき事由である場合は市が負担し、東洋食品の責めに帰すべき事由である場合は東洋食品が負担するものとする。その他の場合は、市及び東洋食品が協議の上、双方の負担を決定するものとする。

(協力体制の構築)

第12条 本協定の運用を円滑に行うため、市においては鈴鹿市災害対策本部避難所対策部学校管理班（教育総務課）を窓口として行うものとし、東洋食品においては東海事業部を窓口として行うものとする。ただし、その内容に変更

が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

- 2 協定の有効期間の途中において市又は東洋食品の組織に変更が生じた場合、本協定に規定する事務は、市においては変更後の学校給食を所管する組織を、東洋食品においては市の学校給食にかかる委託業務を所管する組織を充てるものとする。
- 3 防災意識の向上に努めるため、市及び東洋食品は、双方が実施する防災訓練、防災啓発等へ可能な範囲で参加を求めることができるものとする。
- 4 第1項から第3項までに掲げるもののほか、市及び東洋食品は平時から本協定の運用に関し必要な情報を相手方に提供し、災害に備えるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、市と東洋食品が鈴鹿市第二学校給食センターの調理配送業務を委託契約している期間とする。

(協議事項)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、市及び東洋食品が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市及び東洋食品が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年8月1日

市 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長 末松 則子

東洋食品 東京都台東区東上野一丁目14番地4
株式会社東洋食品
代表取締役 荻久保 英男